

静岡県告示第661号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和6年10月22日から起算して15日間、遠州漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和6年10月22日

静岡県知事 鈴木康友

1 発起人の住所氏名

静岡県磐田市福田5493-92

永谷 錬史

静岡県磐田市豊浜960-1

伊藤 富士夫

静岡県磐田市福田3746-1

三ツ谷 秀夫

静岡県磐田市豊浜561

有限会社 マルウ

静岡県磐田市岡35-1

伊藤 正実

2 加入区

遠州加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

遠州漁業協同組合